

スウェーデン，リトアニア，ラトビア，エストニア，
統一特許裁判所の地域部を創設する初めての協定を締結

2014年3月6日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会及びラトビア特許庁は、3月4日、それぞれのウェブサイトにおいて、スウェーデン、リトアニア、ラトビア、エストニアが欧州統一特許裁判所の地域部を創設する初めての協定を同日に締結した旨をプレスリリースした。

欧州統一特許裁判所の第一審裁判所は、パリを所在地とする「中央部 (central division)」(ただし、ロンドン・ミュンヘン各支部も設置)、年間の特許権侵害訴訟件数が100件以上の締約国について最大4か所まで創設が認められる「地方部 (local division)」, 及び複数の締約国グループのために設立が認められる「地域部 (regional division)」に大別される。

バルニエ欧州委員 (域内市場・サービス担当) は、欧州委員会の上記プレスリリースにおいて、前述の4つの締約国が地域部の創設に合意したことを歓迎するとともに、地域部の創設によって、当事者に必要な裁判地への近接が保障されると同時にリソースを最も効果的に供出することが可能となるであろうとの見解を示しつつ、他の締約国が速やかにこの例にならうよう期待するとともに全加盟国が遅滞なく統一特許裁判所協定を批准することを促す旨の声明を発している。

また、ラトビア特許庁のプレスリリースも、この協定の締結について、経費節減とともに地元の弁護士の代理を受ける機会を提供するものとなるとしつつ、北欧及びバルト諸国地域が協働して共通の裁判所を創設する旨のシグナルがこの重要な地域の結束力を高めることとなると報じている。

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Commissioner Barnier welcomes the conclusion of the first agreement on a regional division of the Unified Patent Court by Sweden, Lithuania, Latvia and Estonia](#)

— ラトビア特許庁のプレスリリース (ラトビア語) は、以下参照 —

[Paraksta līgumu par Vienotās patentu tiesas Ziemeļvalstu-Baltijas valstu reģionālās nodaļas izveidi](#)

— 欧州単一効特許及び統一特許裁判所の準備状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[EU 議長国, 欧州単一効特許及び統一特許裁判所の準備状況を公表 \(2013年11月21日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許機構, 欧州単一効特許に関する作業スケジュールを公表 \(2103年8月6日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会, 統一特許裁判所判事候補の公募手続を開始 \(2103年9月24日\) \(PDF\)](#)

(以上)